

議案第 1 号

令和 8 年 度

久慈市一般会計補正予算

(第 3 号)

令和 8 年度久慈市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 8 年度久慈市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 253,859 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22,442,995 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 6 月 11 日提出

岩手県久慈市長 中 平 均

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		千円 4,721,208	千円 77,552	千円 4,798,760
	1 国庫負担金	2,296,234	23,280	2,319,514
	2 国庫補助金	2,414,266	54,272	2,468,538
15 県支出金		1,503,108	86,262	1,589,370
	2 県補助金	565,866	84,973	650,839
	3 委託金	55,125	1,289	56,414
16 財産収入		41,286	1,100	42,386
	1 財産運用収入	21,283	1,100	22,383
17 寄附金		202,000	4,000	206,000
	1 寄附金	202,000	4,000	206,000
18 繰入金		897,339	31,585	928,924
	1 基金繰入金	897,339	31,585	928,924
20 諸収入		654,064	56,940	597,124
	4 雑入	409,892	56,940	352,952
21 市債		1,820,800	110,300	1,931,100
	1 市債	1,820,800	110,300	1,931,100
歳 入 合 計		22,189,136	253,859	22,442,995

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 3,487,309	千円 71,234	千円 3,558,543
	1 総務管理費	3,103,702	71,234	3,174,936
3 民生費		6,807,520	31,960	6,839,480
	2 児童福祉費	2,956,849	54	2,956,795
	3 生活保護費	673,520	32,014	705,534
6 農林水産業費		934,979	22,124	957,103
	1 農業費	256,514	3,993	260,507
	2 林業費	434,004	574	434,578
	3 水産業費	244,461	17,557	262,018
7 商工費		865,774	2,450	868,224
	1 商工費	865,774	2,450	868,224
8 土木費		1,878,620	84,142	1,962,762
	2 道路橋梁費	1,476,254	59,142	1,535,396
	3 河川費	433	25,000	25,433
	4 港湾費	3,891	0	3,891
9 消防費		1,031,139	2,500	1,028,639
	1 消防費	1,031,139	2,500	1,028,639
10 教育費		3,188,158	44,449	3,232,607
	1 教育総務費	295,133	692	295,825
	2 小学校費	1,621,432	14,739	1,636,171
	3 中学校費	317,035	10,695	327,730
	4 社会教育費	411,873	8,100	419,973
	5 保健体育費	542,685	10,223	552,908
歳 出 合 計		22,189,136	253,859	22,442,995

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
農業近代化資金利子補給	令和13年度から 令和14年度まで	千円 4
漁業近代化資金利子補給	令和 9 年度から 令和15年度まで	262

第3表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
農業振興事業	千円 2,800	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	%以内 5.0	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
漁港整備事業	47,200	同 上	同 上	同 上
道路整備事業	463,900	同 上	同 上	同 上
河川整備事業	25,000	同 上	同 上	同 上
学校教育施設等整備事業	1,019,000	同 上	同 上	同 上

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 6,700	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	%以内 5.0	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
49,900	同 上	同 上	同 上
522,300	同 上	同 上	同 上
50,000	同 上	同 上	同 上
1,039,300	同 上	同 上	同 上

一般会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
14 国庫支出金	4,721,208	77,552	4,798,760
15 県支出金	1,503,108	86,262	1,589,370
16 財産収入	41,286	1,100	42,386
17 寄附金	202,000	4,000	206,000
18 繰入金	897,339	31,585	928,924
20 諸収入	654,064	56,940	597,124
21 市債	1,820,800	110,300	1,931,100
歳入合計	22,189,136	253,859	22,442,995

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	3,487,309	71,234	3,558,543
3 民生費	6,807,520	31,960	6,839,480
6 農林水産業費	934,979	22,124	957,103
7 商工費	865,774	2,450	868,224
8 土木費	1,878,620	84,142	1,962,762
9 消防費	1,031,139	△2,500	1,028,639
10 教育費	3,188,158	44,449	3,232,607
歳 出 合 計	22,189,136	253,859	22,442,995

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特	定	財	源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
千円	千円	千円	千円
58,776		6,801	5,657
24,257			7,703
10,910	6,600		4,614
		3,000	△550
87	83,400		655
			△2,500
69,784	20,300	△58,641	13,006
163,814	110,300	△48,840	28,585

2 歳 入

14款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 民生費負担金	2, 294, 954	23, 280	2, 318, 234
計	2, 296, 234	23, 280	2, 319, 514

14款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

1 総務費補助金	1, 122, 285	54, 334	1, 176, 619
2 民生費補助金	219, 384	977	220, 361
5 教育費補助金	397, 287	△1, 039	396, 248
計	2, 414, 266	54, 272	2, 468, 538

15款 県支出金

2 項 県補助金

1 総務費補助金	73, 807	5, 375	79, 182
5 農林水産業費補助金	224, 125	10, 910	235, 035
8 教育費補助金	10, 344	68, 688	79, 032
計	565, 866	84, 973	650, 839

15款 県支出金

3 項 委託金

5 土木費委託金	77	52	129
7 教育費委託金	0	1, 237	1, 237
計	55, 125	1, 289	56, 414

16款 財産収入

1 項 財産運用収入

3 ネーミングライツ料	1, 100	1, 100	2, 200
計	21, 283	1, 100	22, 383

17款 寄附金

1 項 寄附金

2 総務費寄附金	1, 000	4, 000	5, 000
計	202, 000	4, 000	206, 000

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
5 生活保護	23,280	生活保護費（7. 5 / 1 0）23,280

2 地域活性化	933	地域未来交付金 933
3 エネルギー	53,401	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 53,401
3 生活保護	977	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 977
4 学校教育	△1,039	地域クラブ活動推進事業費補助金 △1,039

3 地域活性化	375	いわて若者U・Iターン支援事業 375
5 エネルギー	5,000	自立・分散型エネルギー供給システム設計等支援事業費補助金 5,000
2 農業振興	1,164	地域農業計画実践支援事業 1,164
3 畜産振興	△1,164	地域農業計画実践支援事業 △1,164
4 林業振興	534	原木しいたけ新規参入支援事業 534
5 漁港	10,376	漁港施設等整備事業債償還基金積立補助金 10,376
1 学校教育	1,421	校内教育支援センター支援員配置事業費補助金 140
		地域クラブ活動推進事業費補助金 1,281
3 学校給食	67,267	学校給食費支援事業費補助金 67,267

2 港湾調査	52	港湾調査 52
1 教育研究	1,237	防災教育・復興教育推進事業 1,237

1 ネーミングライツ料	1,100	ネーミングライツ料 1,100

1 総務費寄附金	4,000	企業版ふるさと納税寄附金 4,000

14款 国庫支出金 15款 県支出金 16款 財産収入 17款 寄附金

18款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 財政調整基金繰入金	500,596	28,585	529,181
8 企業版ふるさと納税基金繰入金	1	3,000	3,001
計	897,339	31,585	928,924

20款 諸収入

4 項 雑入

4 雑入	409,407	△56,940	352,467
計	409,892	△56,940	352,952

21款 市債

1 項 市債

4 農林水産業債	78,600	6,600	85,200
6 土木債	503,800	83,400	587,200
8 教育債	1,040,000	20,300	1,060,300
計	1,820,800	110,300	1,931,100

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
1 財政調整基金繰入金	28,585	財政調整基金繰入金	28,585
1 企業版ふるさと納税基金繰入金	3,000	企業版ふるさと納税基金繰入金	3,000

10 公演等入場料	4,000	公演等入場料	4,000
11 学校給食費	△67,741	学校給食費	△67,741
19 地域情報化	5,401	夢ネット事業	3,553
		ブロードバンド基盤整備事業	1,848
21 コミュニティ	1,400	自治総合センターコミュニティ助成金	1,400

1 農業	3,900	農業振興事業債	3,900
3 水産業	2,700	漁港整備事業債	2,700
1 道路橋梁	58,400	道路整備事業債	58,400
2 河川	25,000	河川整備事業債	25,000
1 学校教育施設	20,300	学校教育施設等整備事業債	20,300

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	1,073,368	1,500	1,074,868				1,500
5 財産管理費	183,425	0	183,425				
6 企画費	1,498,862	69,734	1,568,596	58,776		6,801	4,157
計	3,103,702	71,234	3,174,936	58,776		6,801	5,657

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	572,015	△54	571,961				△54
計	2,956,849	△54	2,956,795				△54

3 款 民生費

3 項 生活保護費

1 生活保護総務費	61,520	974	62,494	977			△3
2 扶助費	612,000	31,040	643,040	23,280			7,760
計	673,520	32,014	705,534	24,257			7,757

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

3 農業振興費	33,974	1,745	35,719	1,164			581
4 畜産業費	39,095	2,248	41,343	△1,164	3,900		△488

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
3 職員手当等	200	特別職給与費 1,500
4 共済費	1,300	
12 委託料	2,871	山形総合支所移転推進事業費
14 工事請負費	△2,871	(組替) 2,871
1 報酬	1,218	夢ネット事業費 3,553
3 職員手当等	576	ブロードバンド基盤整備事業費 1,848
4 共済費	243	地域おこし協力隊設置経費 3,782
8 旅費	△130	自立・分散型エネルギー供給スキーム設計事業費 5,000
10 需用費	5,679	脱炭素先行地域推進事業費 53,401
11 役務費	△2	コミュニティ助成事業補助金 1,400
12 委託料	5,000	U40KUJIターン支援事業補助金 750
13 使用料及び 賃借料	772	
15 原材料費	△234	
18 負担金、補 助及び交付 金	56,612	

18 負担金、補 助及び交付 金	△54	久慈市母子寡婦福祉協会運営費補助金 △54

3 職員手当等	380	生活保護法施行事務費 974
8 旅費	330	
11 役務費	110	
12 委託料	154	
19 扶助費	31,040	生活保護法による扶助費 31,040

18 負担金、補 助及び交付 金	1,745	地域農業計画実践支援事業費 1,745
12 委託料	3,993	地域農業計画実践支援事業費 △1,745 短角牛商品開発・PR事業費 3,993

2 款 総務費 3 款 民生費 6 款 農林水産業費

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	256,514	3,993	260,507		3,900		93

6 款 農林水産業費

2 項 林業費

1 林業総務費	44,035	0	44,035			268	△268
2 林業振興費	389,969	574	390,543	534		△268	308
計	434,004	574	434,578	534			40

6 款 農林水産業費

3 項 水産業費

1 水産業総務費	103,968	10,376	114,344	10,376			
2 水産業振興費	9,398	581	9,979				581
4 漁港建設費	125,807	6,600	132,407		2,700		3,900
計	244,461	17,557	262,018	10,376	2,700		4,481

7 款 商工費

1 項 商工費

2 商工業振興費	367,042	3,000	370,042			3,000	
3 観光費	221,933	△550	221,383				△550
計	865,774	2,450	868,224			3,000	△550

8 款 土木費

2 項 道路橋梁費

2 道路維持費	1,157,379	2,305	1,159,684	35			2,270
3 道路新設改良費	160,327	56,837	217,164		58,400		△1,563

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助及び交付金	千円 △1,745	千円

		市有林管理経費 (財源更正)	268
12 委託料	△228	森林環境整備事業費	△23,915
18 負担金、補助及び交付金	802	森林病虫害等駆除事業費	23,687
		原木しいたけ新規参入支援事業費補助金	802

24 積立金	10,376	市債管理基金積立金	10,376
18 負担金、補助及び交付金	581	漁業近代化資金利子補給〔債務負担〕	57
		水産資源活用等支援事業費補助金	524
14 工事請負費	6,600	漁港整備事業費〔単独〕	6,600

18 負担金、補助及び交付金	3,000	縫製業持続可能化推進プロジェクト補助金	3,000
18 負担金、補助及び交付金	△550	ロケツーリズム推進事業費	△550

11 役務費	△12	道路維持補修経費	2,435
13 使用料及び賃借料	2,435	道路維持DX化推進事業費	△130
17 備品購入費	△118		
14 工事請負費	51,759	道路新設改良事業費〔単独〕	56,837
16 公有財産購入費	78		

6 款 農林水産業費 7 款 商工費 8 款 土木費

8 款 土木費

2 項 道路橋梁費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	1,476,254	59,142	1,535,396	35	58,400		707

8 款 土木費

3 項 河川費

1 河川改良費	433	25,000	25,433		25,000		
計	433	25,000	25,433		25,000		

8 款 土木費

4 項 港湾費

1 港湾管理費	3,891	0	3,891	52			△52
計	3,891	0	3,891	52			△52

9 款 消防費

1 項 消防費

5 災害対策費	61,290	△2,500	58,790				△2,500
計	1,031,139	△2,500	1,028,639				△2,500

10 款 教育費

1 項 教育総務費

5 教育研究指導費	26,368	692	27,060	1,377			△685
計	295,133	692	295,825	1,377			△685

10 款 教育費

2 項 小学校費

1 学校管理費	187,730	625	188,355	599			26
2 教育振興費	179,400	14,114	193,514		11,600		2,514

節		説 明
区 分	金 額	
21 補償、補填 及び賠償金	千円 5,000	千円

10 需用費	265	河川改良事業費〔単独〕	10,000
12 委託料	2,910	河川維持補修事業費〔単独〕	15,000
13 使用料及び 賃借料	90		
14 工事請負費	21,735		

		港湾事務費 (財源更正)	52

12 委託料	△2,500	防災士養成事業費	△2,500

1 報酬	△452	教育研究所運営費	△545
4 共済費	△93	学校適応指導事業費 (組替)	268
8 旅費	299	いわての復興教育推進事業費	1,237
11 役務費	39		
12 委託料	190		
13 使用料及び 賃借料	977		
17 備品購入費	△268		

8 旅費	40	学校管理経費	601
17 備品購入費	601	学校維持補修経費	24
18 負担金、補 助及び交付 金	△16		
7 報償費	△22	情報処理教育振興事業費	14,114

8 款 土木費 9 款 消防費 10 款 教育費

10款 教育費

2項 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	1,621,432	14,739	1,636,171	599	11,600		2,540

10款 教育費

3項 中学校費

1 学校管理費	204,805	630	205,435	541			89
2 教育振興費	112,230	10,065	122,295		8,700		1,365
計	317,035	10,695	327,730	541	8,700		1,454

10款 教育費

4項 社会教育費

3 文化会館費	185,261	8,100	193,361			8,100	
計	411,873	8,100	419,973			8,100	

10款 教育費

5項 保健体育費

1 保健体育総務費	53,871	0	53,871			1,000	△1,000
3 学校給食費	368,589	10,223	378,812	67,267		△67,741	10,697
計	542,685	10,223	552,908	67,267		△66,741	9,697

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
11 役務費	22	総合学習推進事業費 (組替)	22
12 委託料	970		
13 使用料及び 賃借料	186		
17 備品購入費	12,958		

1 報酬	488	学校管理経費	301
4 共済費	86	学校維持補修経費	△41
7 報償費	△255	地域クラブ活動推進事業費	370
8 旅費	51		
17 備品購入費	301		
18 負担金、補 助及び交付 金	△41		
10 需用費	△11	情報処理教育振興事業費	10,065
11 役務費	11	総合学習推進事業費 (組替)	11
12 委託料	324		
13 使用料及び 賃借料	62		
17 備品購入費	9,679		

10 需用費	1,323	文化会館運営管理費	1,100
11 役務費	57	文化会館自主事業費	7,000
12 委託料	6,542		
13 使用料及び 賃借料	178		

		あまちゃんマラソン大会負担金 (財源更正)	1,000
10 需用費	10,223	学校給食センター運営管理費	10,223

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分		職員数 (人)	給 与 費						共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等	3		24,516	8,107 (3.45)	255	138	33,016	8,949	41,965	
	議 員	20	74,052		24,484 (3.45)			98,536	18,116	116,652	
	その他の 特別職	1,358	106,768					106,768		106,768	
	計	1,381	180,820	24,516	32,591	255	138	238,320	27,065	265,385	
補正前	長 等	3		24,516	8,107 (3.45)	255	138	33,016	7,649	40,665	
	議 員	20	74,052		24,484 (3.45)			98,536	18,116	116,652	
	その他の 特別職	1,358	106,768					106,768		106,768	
	計	1,381	180,820	24,516	32,591	255	138	238,320	25,765	264,085	
比 較	長 等								1,300	1,300	
	議 員										
	その他の 特別職										
	計								1,300	1,300	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(259) 320	338,991	1,430,213	907,265	2,676,469	723,167	3,399,636	
補正前	(258) 320	337,737	1,430,213	906,309	2,674,259	722,931	3,397,190	
比 較	(1)	1,254		956	2,210	236	2,446	

備考 () 内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)
	補正後	40,338	22,213	1,166	366	19,707	71,071
	補正前	40,338	22,213	1,166	366	19,707	70,115
	比 較						956
	区 分	特別調整額 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	
	補正後	29,750		22,522	698,944	1,188	
	補正前	29,750		22,522	698,944	1,188	
	比 較						

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(3) 313		1,277,209	716,835	1,994,044	602,477	2,596,521	
補正前	(3) 313		1,277,209	716,455	1,993,664	602,477	2,596,141	
比 較	()			380	380		380	

備考 () 内は、再任用短時間勤務職員を外書きしたもの。

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)
	補正後	40,338	15,161	1,166	366	19,707	58,901
	補正前	40,338	15,161	1,166	366	19,707	58,521
	比 較						380
	区 分	特別調整額 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	
	補正後	29,750		22,522	527,736	1,188	
	補正前	29,750		22,522	527,736	1,188	
	比 較						

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(256) 7	338,991	153,004	190,430	682,425	120,690	803,115	
補正前	(255) 7	337,737	153,004	189,854	680,595	120,454	801,049	
比 較	(1)	1,254		576	1,830	236	2,066	

備考 () 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

職員手当 の 内 訳	区 分	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)
	補正後	7,052			11,594	171,784
	補正前	7,052			11,594	171,208
	比 較					576

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
報 酬	1,254	その他の 増減分	1,254	○実績見込みによる増	
職員手当	956	その他の 増減分	956	○実績見込みによる増	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
職員手当	380	その他の 増減分	380	○実績見込みによる増	

イ 会計年度任用職員

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
報 酬	1,254	その他の 増減分	1,254	○実績見込みによる増	
職員手当	576	その他の 増減分	576	○実績見込みによる増	

地方債の前年度末における現在高及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当該年度中増減見込み		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
	千円	千円	千円	千円
1 総務債	1,543,041	78,200	149,502	1,471,739
2 民生債	33,905	43,700	30,266	47,339
3 衛生債	1,273,912	27,000	127,894	1,173,018
4 労働債	1,100			1,100
5 農林水産業債	1,373,299	85,200	196,099	1,262,400
6 商工債	1,533,655	18,200	147,641	1,404,214
7 土木債	2,807,238	587,200	392,782	3,001,656
8 消防債	159,058	31,300	36,949	153,409
9 教育債	3,221,379	1,060,300	193,473	4,088,206
10 災害復旧債	2,616,750		395,227	2,221,523
11 減収補てん債	34,315		2,278	32,037
12 住民税等減税補てん債	1,533		1,533	
13 臨時財政対策債	4,923,475		577,496	4,345,979
合 計	19,522,660	1,931,100	2,251,140	19,202,620

議案第 2 号

市税条例の一部を改正する条例

市税条例（平成18年久慈市条例第76号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	（市民税の申告） 第37条の2 第26条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第37条の3の2第1項第3号及び第37条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の7の規定に	（市民税の申告） 第37条の2 第26条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第37条の3の2第1項第3号並びに第37条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは

より控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第27条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～9 （略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) （略）

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

(3)・(4) （略）

2～4 （略）

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書

第35条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第27条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～9 （略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) （略）

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。）（合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）の氏名

(3)・(4) （略）

2～4 （略）

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書

に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 （略）

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 （略）

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第37条の3の3 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 特定配偶者の氏名

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) その他施行規則で定める事項

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第26条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第26条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経路すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第35条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とある

(5) その他施行規則で定める事項

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

4 (略)

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経路すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第35条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並び

	のは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。 （個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除） 第7条の3 平成22年度から<u>令和20年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から<u>令和7年</u>までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 （略）	に法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。 （個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除） 第7条の3 平成22年度から<u>令和25年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から<u>令和12年</u>までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 （略）
2	（固定資産税の免税点） 第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあっては30万円、<u>家屋にあっては20万円</u>、償却資産にあっては<u>150万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。	（固定資産税の免税点） 第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地<u>又は家屋</u>にあっては30万円、償却資産にあっては<u>180万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。
3	（寄附金税額控除） 第35条の7 （略） 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法<u>附則第5条の6第2項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 附 則 （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第7条の4 第35条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務	（寄附金税額控除） 第35条の7 （略） 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法<u>附則第5条の6第3項又は第4項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 附 則 （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第7条の4 第35条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務

者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第35条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第17条の5第1項、附則第18条第1項、附則第18条の2第1項又は附則第18条の2の6第1項の規定の適用を受けるときは、第35条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第35条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第17条の2 （略）

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課

者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第35条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第17条の5第1項、附則第18条第1項、附則第18条の2第1項又は附則第18条の2の6第1項の規定の適用を受けるときは、第35条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、第35条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第17条の2 （略）

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課

	税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。 この場合において、当該譲渡が<u>法附則第34条の2第10項</u>の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 (略)	税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。 この場合において、当該譲渡が<u>法附則第34条の2第12項</u>の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 (略) 4 <u>第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u>
4	附 則 （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第7条の4 第35条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第35条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第17条の5第1項、附則第18条第1項、附則第18条の2第1項又は<u>附則第18条の2の6第1項</u>の規定の適用を受け	附 則 （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第7条の4 第35条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第35条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第17条の5第1項、附則第18条第1項、附則第18条の2第1項、<u>附則第18条の2の2第1項又は附則第18条の2の</u>

るときは、第35条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例）

第18条の2の2 市民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（次項において「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づき同条第1項に規定する非課税口座内上場株式等（その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、令附則第18条の6の2第3項で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金

6第1項の規定の適用を受けるときは、第35条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第18条の2の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第34条第1項及び第2項並びに第35条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第35条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び附則第18条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

- (1) 第35条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第18条の2の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第36条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第18条の2の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第18条の2の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の2の2第1項に規

	<u>定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 表2の項の改正部分及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (2) 表3の項の改正部分及び次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (3) 表4の項の改正部分並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）第37条の3の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第37条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の市税条例第37条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定

する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第3号に掲げる規定による改正後の市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「3号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第18条の2の2の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
令和8年6月11日提出

久慈市長 中 平 均

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、固定資産税の免税点の拡大、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る特例を新設する等所要の改正をしようとするものである。

議案第3号

長寿と健康のまちづくり基金条例を廃止する条例

長寿と健康のまちづくり基金条例（平成18年久慈市条例第64号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年6月11日提出

久慈市長 中 平 均

提案理由

長寿と健康のまちづくり基金を廃止しようとするものである。

議案第 4 号

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年久慈市条例第17号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	（保育所等との連携） 第 6 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第 7 条の 3 第 2 項、第14条第 1 項及び第 2 項、第15条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第16条並びに第17条第 1 項から第 3 項まで並びに附則第 3 条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第 3 号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第 7 条第 4 項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第 2 項第 3 号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1)・(2) (略)	（保育所等との連携） 第 6 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第 7 条の 3 第 2 項、第14条第 1 項及び第 2 項、第15条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第16条並びに第17条第 1 項から第 3 項まで並びに附則第 3 条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第 3 号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（<u>法第 6 条の 3 第10項第 3 号に掲げる事業（以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第 1 号及び第 2 号に掲げる事項</u>）に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第 7 条第 4 項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第 2 項第 3 号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1)・(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～6 （略）

7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) （略）

（家庭的保育事業所等内部の規程）

第18条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1)～(5) （略）

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7)～(11) （略）

（小規模保育事業の区分）

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

（職員）

(3) 当該家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～6 （略）

7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) （略）

（家庭的保育事業所等内部の規程）

第18条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1)～(5) （略）

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員 （満3歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満3歳以上の幼児の利用定員）

(7)～(11) （略）

（小規模保育事業の区分）

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）及び小規模保育事業C型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）とする。

（職員）

第29条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

第29条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保

(職員)

第31条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(利用定員)

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保

育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(職員)

第31条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(利用定員)

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を1人に限り、保育士とみなすことが

育士とみなすことができる。

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

できる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保

(準用)

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。））」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する第28条第5号」と読み替えるものとする。

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、令和12年3月31日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第6条 保育の需要に応ずるに足る保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育

育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(準用)

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。））」と読み替えるものとする。

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、令和12年3月31日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第6条 保育の需要に応ずるに足る保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育

	<u>事業等</u>が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。 第9条 前2条の規定を適用する場合は、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、<u>第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。</u>）を、<u>保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）</u>の3分の2以上、置かなければならない。	<u>事業等（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）</u>が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。 第9条 前2条の規定を適用する場合は、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、<u>第29条第3項若しくは第4項若しくは第44条第3項若しくは第4項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。</u>）を、<u>前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数</u>の3分の2以上、置かなければならない。
2	<u>第13条 削除</u>	<u>（児童対象性暴力等の防止等）</u> <u>第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、令和8年12月25日から施行する。

令和8年6月11日提出

提案理由

国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、満 3 歳以上限定小規模保育事業の設備運営基準、特定理学療法士等を保育士とみなす特例及び児童対象性暴力等の防止等に関する規定を追加するとともに、所要の整備をしようとするものである。

議案第 5 号

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年久慈市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) （略） (6) <u>小規模保育事業</u> 児童福祉法第 6 条の 3 第10項に規定する<u>小規模保育事業</u>をいう。 (7)～(11) （略） (12)～(29) （略） （正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第 6 条 （略） 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項にお	（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) （略） (6) <u>満 3 歳未満等小規模保育事業</u> 児童福祉法第 6 条の 3 第10項に規定する<u>小規模保育事業（同項第 3 号に掲げる事業を除く。）</u>をいう。 <u>(6)の 2 満 3 歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第10項に規定する小規模保育事業（同項第 3 号に掲げる事業に限る。）をいう。</u> (7)～(11) （略） <u>(11)の 2 教育認定子ども 法第27条第 1 項に規定する教育認定子どもをいう。</u> <u>(11)の 3 満 3 歳以上保育認定子ども 法第27条第 1 項に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。</u> <u>(11)の 4 保育認定子ども 法第29条第 2 項に規定する保育認定子どもをいう。</u> (12)～(29) （略） （正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第 6 条 （略） 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項にお

いて同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 （略）

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 （略）

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第40条第2項及び第42条第6項第1号において同じ。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協

いて同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 （略）

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 （略）

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、保育認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第40条第2項及び第42条第6項第1号において同じ。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

力しなければならない。

(教育・保育給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 (略)

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2・3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学

(教育・保育給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 (略)

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2・3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 教育認定子ども 77,101円

(イ) 満3歳以上保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学

校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ (略)

(4)・(5) (略)

5・6 (略)

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(特別利用保育の提供)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3

校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 教育認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年終了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 満3歳以上保育認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ (略)

(4)・(5) (略)

5・6 (略)

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(特別利用保育の提供)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の提供）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る教育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の提供）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）

が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)

が満3歳以上保育認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る満3歳以上保育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「教育認定子どもの総数」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受け

中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条 （略）

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

る者を除く。）」とする。

第37条 （略）

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章(第43条第1項を除く。))において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、前2項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供を終了するときは、当該満3歳未満保育認定子

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。)により特定地域型保育(満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。)の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37

どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～6 (略)

7 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供したときは、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2～6 (略)

条第2項に規定するその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに限る。第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供を終了するときは、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～6 (略)

7 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

9 (略)

10 (略)

11 (略)

12 (略)

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供したときは、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2～6 (略)

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（第39条第2項に規定する選考の方法を含む。）

(8)～(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

(定員の遵守)

第48条 (略)

(記録の整備)

第49条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) (略)

(準用)

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（第39条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。）

(8)～(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

(利用定員の遵守)

第48条 (略)

(記録の整備)

第49条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) (略)

(準用)

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この款において同じ。）について」と、第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

（特別利用地域型保育の提供）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（教育認定子どもを除く。以下この款において同じ。）について」と、第14条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。

（特別利用地域型保育の提供）

第51条 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないもの

する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基

とする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項及び第52条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。第52条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第43条第1項を除く。）において同じ。）」とあるのは「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項

準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの総数」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの総数」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるの

(特定利用地域型保育の提供)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提

は「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)」に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の提供)

第52条 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)が満3歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る満3歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(第51条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提

供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年6月11日提出

久慈市長 中 平 均

提案理由

国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、満3歳以上限定小規模保育事業の運営基準に関する規定を追加するとともに、所要の整備をしようとするものである。

議案第 6 号

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年久慈市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（虐待等の禁止） 第13条 （略）	（虐待等の禁止） 第13条 （略） <u>（児童対象性暴力等の防止等）</u> <u>第13条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第 4 項において準用する法第21条の 5 の18第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第69号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和 8 年12月25日から施行する。

令和 8 年 6 月11日提出

久慈市長 中 平 均

提案理由

国の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童対象性暴力等の防止等に関する規定を追加しようとするものである。

議案第 7 号

地域農村センター条例の一部を改正する条例

地域農村センター条例（平成18年久慈市条例第112号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後															
（設置） 第 1 条 地域住民の生活改善、健康増進等に資するため、地域農村センターを次のとおり設置する。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>施設の目的</th></tr><tr><td><u>山根農村健康増進センター</u></td><td><u>久慈市山根町下戸鎖第 6 地割 63 番地 1</u></td><td><u>農村地域住民の健康増進に資する。</u></td></tr><tr><td>久慈市ふれあい交流センター</td><td>久慈市侍浜町向町第 8 地割 3 番地 2</td><td>農村地域住民の情報交換及び地域間の交流促進に資する。</td></tr></table> （略） （指定管理者による管理） 第 3 条 <u>山根農村健康増進センター</u>、荷軽部地区集落センター、小国地区多目的集会施設、来内地区集落センター、霜畑農村健康増進センター、つなぎ地区消防コミュニティセンター及び戸呂町地区集落センター（以下「指定管理施設」という。）の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。	名称	位置	施設の目的	<u>山根農村健康増進センター</u>	<u>久慈市山根町下戸鎖第 6 地割 63 番地 1</u>	<u>農村地域住民の健康増進に資する。</u>	久慈市ふれあい交流センター	久慈市侍浜町向町第 8 地割 3 番地 2	農村地域住民の情報交換及び地域間の交流促進に資する。	（設置） 第 1 条 地域住民の生活改善、健康増進等に資するため、地域農村センターを次のとおり設置する。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>施設の目的</th></tr><tr><td>久慈市ふれあい交流センター</td><td>久慈市侍浜町向町第 8 地割 3 番地 2</td><td>農村地域住民の情報交換及び地域間の交流促進に資する。</td></tr></table> （略） （指定管理者による管理） 第 3 条 荷軽部地区集落センター、小国地区多目的集会施設、来内地区集落センター、霜畑農村健康増進センター、つなぎ地区消防コミュニティセンター及び戸呂町地区集落センター（以下「指定管理施設」という。）の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。	名称	位置	施設の目的	久慈市ふれあい交流センター	久慈市侍浜町向町第 8 地割 3 番地 2	農村地域住民の情報交換及び地域間の交流促進に資する。
名称	位置	施設の目的														
<u>山根農村健康増進センター</u>	<u>久慈市山根町下戸鎖第 6 地割 63 番地 1</u>	<u>農村地域住民の健康増進に資する。</u>														
久慈市ふれあい交流センター	久慈市侍浜町向町第 8 地割 3 番地 2	農村地域住民の情報交換及び地域間の交流促進に資する。														
名称	位置	施設の目的														
久慈市ふれあい交流センター	久慈市侍浜町向町第 8 地割 3 番地 2	農村地域住民の情報交換及び地域間の交流促進に資する。														

別表（第 11 条、第 12 条関係）

1 山根農村健康増進センター及び久慈市ふれあい交流センター

区分	単位	<u>使用料又は利用料金の上限額</u>			
		9時から17時までの使用		17時から22時までの使用	
		4時間未満	4時間以上	3時間未満	3時間以上
<u>研修室兼集会室</u> <u>多目的ホール</u> <u>トレーニング室</u>	1室につき	円 1,010	円 1,320	円 1,010	円 1,320
<u>食生活実習室</u> <u>調理実習室</u> <u>講座室</u> <u>会議室</u> <u>和室</u> <u>営農研修室</u> <u>集会室</u> <u>保健相談室</u> <u>健康管理室</u>	<u>1室につき</u>	<u>410</u>	<u>560</u>	<u>410</u>	<u>560</u>

別表（第 11 条、第 12 条関係）

1 久慈市ふれあい交流センター

区分	単位	使用料			
		9時から17時までの使用		17時から22時までの使用	
		4時間未満	4時間以上	3時間未満	3時間以上
多目的ホール	1室につき	円 1,010	円 1,320	円 1,010	円 1,320

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 6 月 11 日 提出

久慈市長 中 平 均

提案理由

山根農村健康増進センターを廃止するとともに、所要の整備をしようとするものである。